

○旭川市民生委員の定数を定める条例

平成 27 年 3 月 25 日条例第 17 号

改正

平成 28 年 3 月 25 日条例第 27 号

平成 31 年 3 月 22 日条例第 13 号

令和 4 年 3 月 25 日条例第 11 号

旭川市民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第 2 条 民生委員の定数は、786 人とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則（令和 4 年 3 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

<以下、参考>

◆ 定数の推移

一斉改選時期	H25 年度	H28 年度	R 元年度	R4 年度
人口（年度末）	349,332 人	345,228 人	337,392 人	327,960 人
世帯数（年度末）	174,805 世帯	177,924 世帯	177,764 世帯	177,920 世帯
定数	774 人	779 人	782 人	786 人
定数の増減		+ 5 人	+ 3 人	+ 4 人

◆ 国の定数基準（条例制定にあたって参酌すべき基準）

○ 民生委員児童委員

170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 1 人【中核市及び人口 10 万人以上の市】

○ 主任児童委員

2 人【民生委員児童委員協議会の規模 39 人以下】

※ 34 地区ある全ての民児協の規模は 39 名以下となっています。

◆ 一斉改正後の定数及び当該年度末現任委員数・充足率

	H25 年度		H28 年度		R 元年度		R4 年度	
	地区	主任	地区	主任	地区	主任	地区	主任
定数	707 人	67 人	712 人	67 人	714 人	68 人	718 人	68 人
年度末現任委員数	704 人	67 人	707 人	67 人	709 人	65 人	692 人	67 人
充足率	99.6%	100%	99.3%	100%	99.3%	95.6%	96.4%	98.5%

